

第772回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年3月14日(金)午後3時から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第771回教育委員会会議録の承認について
- 4 第772回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
 - (1)平成20年度宮城県教育施策の基本方向について (教育企画室)
 - (2)県立高等学校図書館司書を図書館専門職員「学校司書」として、現在の公立学校事務職員から独立させて「司書資格者」の採用を求める請願書について (総務室)
 - (3)高校普通科の通学区域に関する請願書について (教育企画室・高校教育課)
 - (4)特別支援学校に勤務する妊娠者に対する代替配置を要求する請願書について (教職員課)
 - (5)宮城県社会教育委員の会議意見書について (生涯学習課)
- 6 専決処分報告
第317回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について (総務課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 教育功績者表彰について (総務課)
 - 第2号議案 平成20年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について (義務教育課)
 - 第3号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について (文化財保護課)
 - 第4号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)
 - 第5号議案 宮城県教育委員会教育長の任命について (総務課)
 - 第6号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)
 - 第7号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について (総務課)
 - 第8号議案 学校教育法施行細則の一部改正について (総務課)
 - 第9号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則について (教職員課)
 - 第10号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則について (教職員課)
 - 第11号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について (教職員課・高校教育課)
 - 第12号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について (高校教育課)
 - 第13号議案 小規模校の再編について (高校教育課)
- 8 課長報告等
 - (1)県立高等学校通学区域の全県一学区に係る周知・広報に関するアンケート調査及び平成20年度の取組について (教育企画室・高校教育課)
 - (2)教育・福祉複合施設整備に係るPFI事業について (教職員課)
 - (3)平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について(高校教育課)
- 9 資 料(配付のみ)
 - (1)平成19年度公立高等学校みやぎ学力状況調査結果について (高校教育課)
 - (2)第63回国民体育大会冬季大会の結果報告について (スポーツ健康課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第 7 7 2 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 0 年 3 月 1 4 日 (金) 午後 3 時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，
佐々木教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤参事兼総務課長，
伊東教育企画室長，氏家福利課長，安井教職員課長，村上義務教育課長，
伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，氏家施設整備課長，
菊地スポーツ健康課長，武田生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 3 時

6 第 7 7 1 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認。

7 第 7 7 2 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委 員 長 櫻井委員及び小野寺委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

(1) 平成 2 0 年度宮城県教育施策の基本方向について

(説明：教育長)

「平成 2 0 年度宮城県教育施策の基本方向について」御説明申し上げます。

これは，県教育委員会が平成 2 0 年度に重点的に取り組む施策の具体的な方向性を明らかにするため策定したもので，平成 1 7 年度から作成している。

表紙の裏面に目次があるが，内容としては，「趣旨等」，「平成 2 0 年度における教育施策の基本方向」，「平成 2 0 年度に重点的に取り組む施策・事業」の 3 つの章立てで構成している。

2 ページをお開き願いたい。ここから 1 1 ページまでは，本県教育の現状と課題について記述し，これらの状況を踏まえ，1 2 ページにおいて「平成 2 0 年度における教育施策の基本方向」を示している。

来年度の基本方向として，学校教育に特に注力することを明確に打ち出した上で，「学力の向上」に重点を置き，「豊かな心」，「健やかな体の育成」，「教員の資質向上」，「家庭

や地域の教育力の向上」に取り組むこととしている。

この基本方向を具現化するため、12ページの下、(1)の「着実な学力向上と希望する進路の実現」から20ページ(6)の「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」までの6つの柱の下で、具体的な施策、事業を実施していくこととしている。

それでは、平成20年度における取組のポイントを中心に御説明申し上げます。

まず、資料1を御覧願いたい。

現状として、学校教育では、小・中学生の全国学力・学習状況調査での結果や、大学等への現役進学達成率、高卒者の就職決定率の低迷とともに、家庭・地域・学校等による協働の仕組づくりや、学校サポート体制の整備、高校の特色ある学校づくりの推進など、教育環境整備が求められている状況にある。

また、社会教育においても、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、家庭・地域・学校の連携強化が必要な状況にあり、地域の文化芸術では、文化遺産や文化財を後世に伝承するとともに、老朽化する文化財の保存・修復が急ぎ必要な状況にある。

このような現状を踏まえて、特に平成20年度の実施のポイントを六つについて御説明申し上げます。

図の左下、1点目は「学力向上」の実施である。

新たな実施として、全国学力・学習状況調査の結果に基づき、学校に対する教科指導を中心とした支援を行うため、県指導主事がチームを組み、学校毎に1年間継続して学力向上を支援する「学力向上サポートプログラム事業」を実施するとともに、学力向上に向けた改善を行う学校の支援等に取り組む、個別・継続・直接的に学校を支援する。

2点目は、「ものづくり人材の育成」である。

これは、本県における就職・雇用環境の変化への適切な対応が必要なことから新たに実施するもので、「ものづくり実践力向上支援事業」として、県立の工業高校において、企業OB等の熟練技能者による実践指導や最新機器の導入を行うほか、新たに高校教員を企業に派遣し最新技術を習得させる研修を行うなど、みやぎ発展税等を財源として活用した、ものづくり人材の育成に、取り組んでいくものである。

3点目は、「全県一学区に向けた対策の充実」である。

平成22年度入試からの学区撤廃に向けて、新たに「全県一学区導入円滑化事業」を実施し、生徒が適切に学校選択できるよう、高校情報の提供の充実を図るとともに、「個性かがやく高校づくり推進事業」や「進学指導地域拠点形成事業」を実施し、魅力ある学校づくりの一層の推進を図ることとしている。

4点目は、「学校を支援する体制づくり」である。

これは、学校、教職員の多忙化が指摘される中で、学校単独では対応しきれない事件・事故、さらには苦情対応や個人情報の流出等、学校責任を問われるような諸課題に迅速かつ的確に対応するため、教育庁内にサポート組織を設け、学校経営を支援していくものである。

また、教育の多様化への対応や学校の活性化等を図るため、外部人材である優れた社会

人を特別非常勤として活用する外部人材活用事業を拡充するとともに、中学校区単位に地域全体で学校を支援する体制づくりを進める学校支援地域本部事業に新たに取り組むなど、学校を支援する体制づくりの充実に取り組んでまいらる。

5点目は、「松島の歴史文化を世界に発信する、世界遺産登録への取組」として、貴重な文化遺産を保存管理し、地域の資源として活用を図るとともに、優良な文化財を世界遺産として保存していくため、世界遺産登録推進事業及び瑞巖寺修理補助事業を新たに実施するものである。

6点目に、本県教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育基本法に基づく教育振興基本計画と、平成23年度以降の県立高校の在り方を示す新たな県立高校将来構想の策定に着手するものである。

以上、平成20年度の教育施策の基本方向の中でも、特にポイントとなるところを御説明申し上げた。

なお、資料2として、平成17年度以降、重点的に取り組んでまいらる施策の推移を表す資料を作成したので参考に御覧願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 教育長に質問がある。去年に比べてどこに力点を置いたのか。特に、毎年教育委員として拝見しているが、ここに変遷ということを書いてあるが、いつも、その一つ一つはなるほどというものが見えているが、教育長がいまの職に就かれた2年間、非常に宮城県の教育は危機的状況が悪化したと思っている。この任務に就かれた2年間に方針として、こういうところに特に力を入れたいというものが、毎年拝見していてここぞというものが見えてこないというのが私の印象である。教育長自身としては、2年間の経験の中で特にこれからの宮城県の教育、特に20年度の教育の中で力を入れたところをもう少し具体的に教えていただきたい。

教育長 ただいま御説明申し上げたとおり、平成20年度に取り組むポイントとして6項目あげている。これを重点的に取り組んでまいりたいと考えている。学力向上、発展税等を活用したものづくりの人材の育成、全県一学区に向けた対策の充実、学校を支援する体制づくり、世界遺産登録への取組、本県の教育の将来を展望する長期計画の策定に着手、こういった六つのポイントがあり、正にこれが平成20年度を取組の重点的なポイントだと認識している。

櫻井委員 特にこの6点の中でもここぞというところを、2年間の経験の中から危機的に思っているところを教えていただきたい。

教育長 やはり学力向上、特に基礎・基本を身に付けるという点を重点的にももちろん進めたいと思うし、最後にあるが、本県の教育の在り方展望ということで大きな計画を2本策定する予定としている。教育振興基本計画と新県立高等学校将来構想が非常に大きな計画であるので、これを2年かけて取り組んで

まいりたいと思っている。

小野寺委員 新年度の施策については前回説明していただいた。いろいろ意見があった中で資料1で見やすいかたちで整理されたと思う。それで、教育行政についてはかなり幅広い部分があり、しかも厳しい財政事情を背景にだいたい国の施策と連動しながら知恵を絞られたのではないかと思う。やはりこの施策を市町村、学校に浸透して協力・連携しながら実効性のあるものをしていくことだと思う。

それでいくつか伺いたい。教育の課題が様々ある中で、いま大事なことのひとつは、教員の定数改善があると思う。それに関する施策は、このポイントのところには、の「学校を支援する体制づくり」に、「小中学校外部人材活用事業」の一つだけ出ている。別の方を見ると16ページに「学級編制弾力化事業」、関連するものとして にあげられている外部の人材を活用していこうというものがあると思うが、定数改善はいま申し上げたように厳しい財政の中で難しいところがあると思うが、文部科学省も何とかしないといけないと言っている。定数改善がなかなか見えないが、どのように進んでいるのか、あるいは進もうとしているのか、その辺りについて伺いたい。

それから、2点目として学力向上が最重点課題として位置付けられている。義務教育課を中心に努力されていると思う。ただ、本日、「学力向上サポートプログラム事業」と「小中学校学力向上推進事業」の2点が示されているが、これだけではないと思う。これだけではどうなのかと思うところがあるので、もしもう少し力を入れている点があれば教えていただきたい。

それから、3点目であるが、ポイントの でいま学校や市町村の教育委員会では生徒指導上の深刻な問題とか、あるいは保護者会の中で学校や地区では対応が困難な問題が出ている。去年も申し上げたと思うが、相談窓口や支援策を打ち出す必要がある。そのために「時代に即応した学校経営支援事業」が対応事業として出ていると思う。そこでこの中身について伺いたい。要するに現場が利用しやすいものでないと駄目だと思う。例えば、窓口で相談するとその学校に問題がありそうだというふうに解釈されれば、なかなか利用できない。良い制度を作ったとは思いますが、その辺の中身について簡単でよいので教えていただきたい。

教 育 長 定数改善の点であるが、もちろん生徒に向き合う時間を確保するという意味では定数改善を求めていきたいと思う。我々としても国に対して第8次の定数改善計画を本来であれば作ってもらいたいと思っているが、国の情勢も厳しいということで延び延びとなっている。国に対しては第8次の改善計画を早急に策定するよう強く要望している。

それから、学力向上の問題については、これだけではもちろんなく、後で補足するが、いろんな取組をしている。正に総合的な対策というかたちで考

えていかなければならない施策だと思ってる。

それから、学校支援の「時代に即応した学校経営支援事業」の中身であるが、正に学校をサポートする体制づくりというか、事故・事件が発生した場合の対応として危機管理の一環ではあるが、なかなか対応が難しい事案が非常に多くなってきているということで、教育庁内に支援チームをつくり、必要であれば外部の有識者、弁護士等の専門家をいろいろ配置して直接学校を支援していこうということで考えている。これも正にニーズに対応した施策だと思っている。

あと教育企画室長から学力向上について説明させる。

教育企画室長 学力向上推進に向けた取組ということで、資料1には新規事業を二つ記載させていただいたが、全体像ということで本編というか、教育施策の基本方向(案)の14ページを御覧願いたい。こちらに学力向上のための施策を図で整理している。まず、学力調査によって学力の的確な把握と分析をした上で、三つの柱と言っている「教員の教科指導力の向上」、「児童生徒の学習習慣の形成」ここは学ぶ意欲を高めていくことを含めている。それと「教育環境基盤の充実」という三つの柱で施策を進めているところである。新規については、資料1のとおりであるが、いままでの継続ということでのメニューとなるが、「教員の教科指導力の向上」では「学力向上成果普及マンパワー活用事業」等も引き続き行う。また、高校では「学力向上ステップアップ事業」ということで、アクション校として地域で指定して授業公開しながらその地域皆で校内研修等を行いながら授業改善を図っていくというような事業も引き続き行っていく。また、ここに来年度から強化させていただこうと考えているのが、校種間連携ということで、高校を核として地域全体で学力向上ということで中学校などにも呼び掛け授業改善をやっていくというような取組も着手して強化していきたいと考えている。いろいろあるが、継続をしながら総合的な対策として進めてまいりたいと考えている。

義務教育課長 3点目の生徒指導上の関係については、問題を抱える子どもの自立支援や教育相談体制の充実を図ってまいりたいと考えている。資料は15ページを御覧願いたい。下の方にあるが、まず、「中学校スクールカウンセラーの配置」、「子どもと親の相談員等の配置」、その一方で「問題を抱える子ども等の自立支援事業」や、右側となるが、「教育事務所専門カウンセラーの配置」と「在学青少年育成員の配置」、これらを窓口として学校の指導体制の充実、あるいは問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、さらには学校と関係機関との連携強化を図りながら、豊かな心と健やかな体の育成を努めてまいりたいと考えている。

佐々木委員 いろいろと良い計画が沢山出ており、素晴らしいことだと思うが、私が一番聞きたいのは、宮城県が順位付けで下のほうになっていたということは、

これがすべてではないとももちろん誰でも考えることだと思う。けども、やはり県民の皆様が全国レベルに比べて、宮城県の学力、子ども達の学力が低位のほうであったということは衝撃的であったし、何とかして欲しいという希望を持っていると思う。結局、教育委員会としてその辺の原因、何が他県に負けた原因だったのかということと、素晴らしいことはどこの計画書でも出てくると思うが、そうではなく、取りあえず宮城県としては一番問題になっているというか、解決しないといけないことは何なのかと思ったのかを伺いたい。要するに宮城県が競争力で負けていたということの一番の原因がどういうことだったと分析しているのかと思った。そして最初に解決しないといけない最初の山は何なのだろうということである。もちろんこのすべてが達成されていけば素晴らしいと思うが、まず乗り越えなければいけないことは何なのだろうと考えているのかと思ったが、いかがか。

教 育 長 学力状況調査の結果を見ると、基礎・基本の定着については概ね全国の比率と比べてあまり差がないという結果であったが、それを活用する力が弱いのではないかとということであるので、そういう点にもう少し力を入れていかなければいけないと考えている。そういう意味で教員の教科指導力の向上ということが、やはり重点的に取り組んでいくべき課題ではないかという気がする。そのために小中学校を支援するチームをつくり、徹底して指導力の向上を図ってまいりたいと考えている。

山 田 委 員 これまで委員会の中で、度々教員の資質の向上ということを議論してきたし、最近、毎月のように職員の不祥事が出てきている中で、この一覧表を見る中からは、それらの資質の向上に対する取組があまり見受けられない感じがする。その辺の来年度の取組についてはどう考えているのかを伺いたい。

教職員課長 教員の資質向上についてのお尋ねであるが、教員の資質の向上、指導力の向上については、先ほどの教育長説明のとおり学力向上をはじめとする教育活動の一番根底の基礎の部分だと思っており、教育委員会としても力を入れていかなければいけないことだと認識している。各種の研修事業について、教員もライフステージに応じて体系的な研修機会をこれまでも整備していたところであるが、来年度に向けては、新たな事業として、配布している資料1の「学力向上サポートプログラム事業」については、各学校現場でいろいろと教育課題に対応しておられる先生方に対して現場の教育実勢に則したかたちで、いろんな校内での研修とか、また、教育活動の向上に向けた取組ということを経済委員会としても支援していくことが大事ではないかというふうに考え、いろんな教育課題の解決、あるいは教員研修に知見を持っている教育研修センターも本庁の指導主事とともに協力しながら学校内でのいろんな研修等も支援する体制を強化したいと考えているところである。また、資料1の「発展税等を活用した、ものづくり人材の育成」の一番下に「産業

人材養成教員派遣研修事業」というものがあり，こちらも新規事業である。来年度以降，発展税を活用した事業ということで，工業の分野でものづくりの重要性がよく言われているが，専門の分野の技術ということが重要であるので，企業の第一線の産業現場での技術を一定期間，派遣で研修させていただきながら，また学校の方に戻って子ども達の指導に役立てていただくということで考えているところである。

山田委員　もう少し伺いたかったのは，教員の資質向上の中でも不祥事をどのように防いでいくのかという部分が見えてこないという気がしたが，どうか。

教職員課長　教員の服務規律の確保の問題については，これまでもいろんな処分の案件がある度に委員の皆様から御指摘をいただき，取組を進めてきたところである。この点については，やはり継続的な取組というものを強化しながら年間を通して続けていくということが重要であると考え，来年度においては，校内での服務規律の確保に向けた研修をやっていただくために，県の方でも支援するために研修会用の指導資料をいま作成調製中である。それを新しい年度に向けて各学校現場にも配布したいと考えている。また，年度初めの各市町村，あるいは県立学校の校長の会議において，そういった県の作業も説明しながら各学校における一人一人の職員の自覚と服務規律の確保に向けた取組について指導監督を実施していただくよう県からも指導・助言する予定である。

櫻井委員　先ほどの質問と重なるかもしれないが，毎年このようなポイントを出されていて感じることは，あれをやりたい，これもやりたい，でも問題として一番大事なところに限られた予算も使わないといけないし，人材も無制限にあるわけでもないのに，毎年いくつかの柱が出てきて，結局どれも達成しないままに終わってしまっているということを委員として働いていて感じる。ああ今年もかと私は思ってしまった。それで，県民も，私達のような保護者も，教職員も，やはり何がなんでも危機的状況のここにポイント絞って，お金も何もかも注ぎ込んで頑張らないと私はこの状況は変わらないと思う。現場に毎月仕事で行っており，教職員の皆さんの頑張りがなかなか達成できない状況も知っているし，それから凄い保護者もいて大変苦労している姿も見ているし，保護者として自分の子どもの学力が努力しているのになかなか上がらないという苦労も知っているし，それを見てきて委員をやって思うのは，お題目のようにポイントがずっと六つぐらい出てきて，また来年もこれでやりますというのを聞いて本当にこんなにできるのだろうかという疑問である。やはり人間はできることから，まず大事なところから頑張ってこそできるのであって，あれもやりたい，これもやりたい，例えば，松島の世界遺産登録が大事なのも分かるが，学力向上と松島と，それから，ものづくりとみんなやろうとしてもできないと思う。その意気込みを私は教育長に伺いたくて，

一番目に質問した。もう何が何でも頑張らないと宮城県はここから立ち上がれない、どうか。

教 育 長 教育というのは間口が当然広く、正に総合的な施策だと思う。そういう意味で力を入れていきたいところはどこかという点については、先ほど御説明した点を特に平成20年度では、重点的に取り組んでまいりたいと思っているところである。教育の関わる所管施策というのは、相当間口が広く、それにそれぞれ力を注いで行かないといけないという面があることを御理解願いたい。

櫻 井 委 員 しつこくて済まないが、今度ポイントを出す時は、もう少し比重をつけるべきだと思う。どれも大事なのは分かるが、やはり優先順位というか、ここをとというのがもう少し見えるように決めていただきたいと思う。

教 育 長 先ほどポイントを六つほど説明したが、このようなペーパーを出すというのは初めての取組である。皆さんにも分かり易くということで、資料をまとめたほうが良いということで、今年初めて作った資料であるので、その点も御理解願いたい。

委 員 長 一言発言したい。今年度、来年度で長期計画に着手するということで大変期待しているわけであるが、宮城県でより良い暮らしをみんなが営めるようになるためには、教育に期待しなければいけないことがどのくらい大きいかということをはっきり出さないといけない。それは教育部局だけの話ではなく、ここにも発展税の話が出ているが、その関連分野と手を握って地域の産業分野のことを子ども達にどう伝えていくのか、それをどうやってやるのかという仕組みをつくりたい気がする。だから、一つはこれまでのずっとやっている教育行政、教育庁でやっているいろいろな仕事があるが、櫻井委員が発言するようにどの柱で行くのかという辺りはとても大切なことであろうと私も思うので、その辺はぜひ方向付けをつくり出しながら議論をしていただきたいと思っている。この施策の中でどう読み込んでいくのかということでもよいと思う。発展税を活用した、ものづくり人材の育成という話は、いまの知事がやっている仕掛けに近いところで新しい雰囲気があるけれども、それ以外にもいろいろ例えば、岩出山で一生懸命に農産物を売ってお母さん達が地域の産業を興している等の取組がある。こういうものづくりを工学系のものづくりばかりでなく、もっと農業、漁業、いろんなものを含めたものをつくることの大切さみたいな、子どもが地域の中でどう生きていくのかということ教える仕組みである。それを上手く引き出して欲しいという気がする。もうこれは長い間かかってここまで来ているので、なかなかこれからのというとな難しいと思うが、ぜひ長期計画をこの2年つくるという時に、その辺にしっかり打ち込んで欲しいという感じがする。感想みたいな話で恐縮であるが、回答は不要である。

小野寺委員：私も委員長が発言された教育の大切さは、未来への投資であるから、宮城をつくって行く子ども達に投資することであるから、これについていくら強調しても、し過ぎることはないと思っている。そういう点で部局との関係で持ってきて今後とも話を続けていただきたい。それから、櫻井委員がずっと発言してきているが、柱が無いのではないかという点であるが、そういうことは私もよく分かる。ただ、事務局を弁護するわけではないが、去年から見るとだいぶ宮城の独自色は出たと思っている。やはり国の施策と連動しないといけない部分がある。例えば、先ほど私が言った学校を支援するチームというのは、まったく文部科学省の事業である。学校支援本部事業もそうだと思うが、全体的に見るとやはり宮城県はこういうことをやりたいというのが出ているという評価はしている。ただ、櫻井委員や委員長の発言は、確かに大事な指摘だと思うので、そういうところは大事にしていきたいと思う。感想である。

委員長：教育委員会の縄張りみたいなものがあって、その中に入るか、入らないかというのは難しい話であるが、やはり自分の子どもの将来のために良い教育を受けさせて、良い学力を身に付けさせたいと思っている人は一杯いるわけである。その力をもう少し大きくして家庭での取組だとか、地域の人を取組だとか、そういうものをどれだけ奮い立たせるかという辺りを考えて行かないと、学校を中心にだけ考えていたのでは、なかなか上手くいかない部分があるという感じがする。その辺をぜひ学校だけに行かないで地域だとか、家庭とか、そういうのにどういう目を向けてその気になってもらうのか、それから、産業の世界の人達がぜひ教育は大切なんだということを、ちゃんと投資しないといけないんだという気持ちにさせることをどうするかといったことを、知事部局と離れているので、別だと見ているが実はそうではなく、知事部局の施策と教育はもの凄く関わっているということを整理したいと思う。感想みたいになりあまり推進力が無いかもしれないが、教育庁の重点施策の変遷等は大変な力作であると思う。こういうものを見ながら何をいま取り組んで行くのかという大きな言葉がゴシックで出てくるともっと迫力が出ると思う。

(2) 県立高等学校図書館司書を図書館専門職員「学校司書」として、現在の公立学校事務職員から独立させて「司書資格者」の採用を求める請願書について

(説明：教育長)

「県立高等学校図書館司書を図書館専門職員「学校司書」として、現在の公立学校事務職員から独立させて「司書資格者」の採用を求める請願書について」御説明申し上げます。

はじめに、教育委員会における請願の取扱について御説明申し上げます。

請願については、請願法に基づき、これを受理し誠実に処理することになるが、請願に

関する教育委員会の規定としては、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」があり、この規則では「請願及び陳情を採択すること」は委任されておらず、それ以外の事務は、教育長に委任されているところである。

従って、採択する場合は教育委員会の議案とすることになるが、これまでの教育委員会の方針を維持、推進する必要があるもの、または、その対応を検討中のものなどで、かつ、その請願が、教育委員会の決定事項に関わるなど、重要なものと認められる場合は、教育長報告とさせていただいている。

それでは、請願説明に入らせていただく。

まずはじめに、2008年1月31日付けで、宮城県高等学校教職員組合執行委員長及び司書部長から請願書が提出されたので、その内容等について御報告申し上げます。

資料は、1ページから6ページまでとなる。

請願の趣旨は、学校図書館専門職員として、公立学校事務職員から独立させて「司書資格者」の採用を求めるというものである。

「学校司書」については、現在学校事務職員を充てているが、これは限られた職員定数の中、図書館事務も学校事務の一つとして、柔軟な職務分担を可能としておくことが、各学校の実情に応じた適切な学校運営を実施する上で重要であること、また学校事務職員全体の資質向上を図るためには、図書館事務を含む様々な職務を経験させることが重要であることから、「司書資格者」の独自採用は行っていないところである。

この件については、請願者と以前より組合交渉等において話し合いを続けているところであり、今後とも理解が得られるよう、真摯に話し合いを継続してまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 この問題であるが、いろんな状況があるのだと思う。ただ、いま教育長の報告のとおり組合との話し合い事項となってきたのではないかと思う。だから、そういう中でやはりいろいろと改善策等について話し合ってきたと思うがどうか。

総務課長 この件については、以前から組合と交渉しており、話し合いもしている。また、いま専任の職員については、教育長が報告した理由により難しいという話を申し上げているところであるが、併せて職場環境の兼務の問題とか等も少しでも改善すべく話し合いを継続している状況であるので、今後とも誠実に対応してまいりたいと考えている。

佐々木委員 例えば、事務職員の定数とか、先生方の数ということについて詳しいことは分からないので、その辺はやはり予算とか、教育職員の規模とか、いろいろあると思うが、やはり図書館というのは文化だと思う。やはり、図書館の司書というのは大事な文化の担い手で、学校の教育の中で子ども達にそういうものの大切さを教える重要な責任を持っている職業だというふうには思

う。であるから、そういう方が十分な職業的な充実感とやりがいを持って仕事ができるような環境をできるだけ取れるような方向で対応していただきたいと思う。一つの大事な文化の担い手だと考えて対応していただきたいと思うので、よろしくをお願いしたい。

委員長 基本的には、細かなことをここでなかなか議論できないので、いま教育長報告にあったとおりしっかり話し合ってください、基本的な姿勢としては、佐々木委員が発言したことで具体的に進めていただきたいと思う。

本離れが大分進んでいるので、興味をどうやって持たせて行くのか、もっと小さい時からたぶん必要だと思うが、子どもの本離れが進まないためにどうするか考えていただきたい。

総務課長 学校図書館の重要性については認識しているところであり、そういう意味からも組合の請願書にもあるとおり別枠での採用はしていないが、専任を置いているところである。理由については先ほど説明しているので、省略するが、例を挙げると請願書にもあるとおり兼務発令というか、学校事務を手伝っているという実態の話もあるが、基本的には図書事務でなくとも多忙の際には手伝うこととなっており、支援自体は否定するものではないが、ただ、やはり本来の図書業務に影響があるような支援では好ましくないなので、これまでも現場の方にはその旨周知をしているが、4月の異動もあるので、改めて周知徹底をしたいと思っている。これについては、組合の方にもそのようにさせていただくということで話をしているところである。このような形で就労改善を進めてまいりたいと考えている。また、新しく着任する方には研修等を通じて、より図書館業務が円滑になるように進めてまいりたいと考えているので、御理解願いたい。

(3) 高校普通科の通学区域に関する請願書について

(説明：教育長)

「高校普通科の通学区域に関する請願書について」御報告申し上げます。

2008年3月5日付けで、学区制を考える県民の会から「高校普通科の通学区域に関する請願書」が提出されたので、その内容等について御報告申し上げます。

資料は、7ページから8ページまでとなる。

請願の趣旨は、第1に、県立高校の学区撤廃方針を凍結すること。第2に、改めてアンケート調査を実施すること。第3に、「県立高等学校将来構想審議会」での県立高等学校のあり方に関する総合的な構想の策定の結論を踏まえ、再検討することである。

なお、こちらに置いている46,360筆の署名は、昨日同趣旨で提出されたものである。

学区の撤廃について、県教育委員会では、入学者選抜審議会からの答申はもとより、意識調査や意見聴取会などでの県民の方々の考え方も踏まえ、学区の撤廃に伴い懸念される

事項も含め慎重に検討した結果、昨年3月、生徒が自らの進路希望や学ぶ意欲に基づき、より主体的に学校を選択できるような制度を改正することが適当と判断し、全県一学区とすることを決定した。現在、周知広報や高校情報の発信などの取組を進めてきているところであり、今後とも、魅力ある学校づくりの一層の推進及び生徒が適切に学校を選択できる環境の整備充実に積極的に取り組み、全県一学区への円滑な移行を図ってまいりたいと考えている。

平成20年度における取組については、本日の課長報告(1)で御説明申し上げる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

委員長 これは決めてから間もないことであり、しかも実施されていない。それで請願者が指摘しているようなことについても、たぶん先に検討されており、別の理由でオーケーとされて決まったんだろうと思う。その辺の細かいところが見えないところで議論することはとても難しいわけである。もう少し細かく中身を見て見ないといけないと思う。

もう一つは、こういう請願が出てきたということは、当時パブリックコメントみたいなこともやっているのだが、周知徹底されていなかったか、上手くやられていなかったということで反対の意見があるということであろう。

こうした声というのは、選挙等の時にも出てくるようにいろんな立場でいろんな意見が出てくるから、Aグループの人達の意見がこうだから、そこに簡単に変えるということにはたぶんなかなか行かない。そのために、先般の検討委員会というものがあつたのだろうと思う。そこでの結論というのを少しこういう意見と比較整理して見てもらわないと我々はなかなか議論しにくい。送られてきているものの中で、教育産業が競争をあまり立てているということは確かに心配であるので、じゃあそういうことについてはどうするかとかといったこともたぶん議論しないといけないし、それを直接的に一学区と関わっているのかといういろんな方の見方が出てくると思う。

小野寺委員 これは事前に資料を送付していただき、各委員も御覧になっていると思う。私もいただいて三つぐらいの視点から考えてみた。一つは、入学者選抜審議会の答申を受けて懸念される事項を整理して多面的に議論を重ねてきたつもりだが、それでこういう結論が出たと思う。まず方向を決めた時から1年経って、その時と比べて状況が大きく変わっているかどうかだと思ふ。二つ目は、教育長の発言にもあつたが、去年の4月から全県一学区に向けた取組が始まっている。今年も予算化している。一つは、魅力ある高校づくり、それから適正に生徒が選定できる高校づくりと周知も行っている。三点目は、仮に一時ストップして考えようと言った時、中学生、いまの中学校一年生はもう分かっており、むしろ混乱とかを及ばさないか、あるいは高校も一生懸命取り組んでいる。高校に対してマイナス影響を与えるのではないかと考えた。

そうすると、なかなか一時ストップするという事は難しいことだと判断する。やはり、全県一学区に対する懸念される事項については、パブリックコメントとか意見聴取会でもいろいろあり、ここでもいろいろ問題点を整理して議論した。それで結論が出た。仙台一極集中の問題が大きかったと思う。それを私は事務局が出した資料があり、地方の学校がだいぶ地方に向いているという話も聞いた、それから他県の事例も参考にした。私はこの3点から過度の集中は起きないのではないかと考えた。これはもちろん予測なので、どうなるか分からない。そういう点からその問題については、そう判断したと思う。私はだから懸念される事項や今回の請願で心配されているようなことについては、やはり施策の中とかで対応していくことだと思う。そういうことをもう少し具体化して、整理していくことだと理解し、受け止めている。

委員長 私もいろいろと心配事項というものは考えていかなければいけないと思う。それを調べた人の判断というものはその判断であるので、こういうことを心配しているというのは、本当に心配かどうかをしっかりとチェックする必要があると思う。その辺を少し事務局で整理していただけないか。言われている内容と計画をつくった時点でもまったくそういうことを考えなかったと小野寺委員 いうのは少し損だと思う。

委員長 失礼であるが、議事録等に記載されているので、見ていただきたい。単純な比較表にでもして貰うとありがたいなあという希望である。今後の長期計画を策定する際にもしっかりと広報していくということが重要になってくると思う。その辺の参考にはなるかと思う。

4万4千の署名の重みというものも当然あると思う。三つの視点について話したが、自分としてはそう考える。だから今後の取組の中で心配されることにきちっと対応していったり少なくしていくことだと受け止めている。

委員長 請願で御指摘の心配事項について、どんなふうな施策としていま取り組んでいるのかという点について説明していただき、次の時あたりにでも議論することでよいか。

(4) 特別支援学校に勤務する妊娠者に対する代替配置を要求する請願書について

(説明：教育長)

平成20年2月20日付けで、宮城県高等学校教職員組合執行委員長他から「特別支援学校に勤務する妊娠者に対する代替配置を要求する請願書について」が提出されたので、その内容について御報告申し上げます。

資料は、9ページから19ページまでとなる。

請願の趣旨は、県内の特別支援学校に勤務するすべての妊娠者に対し、妊娠判明時から代替を配置し勤務の軽減を図るよう求めるものである。

その理由としては、特別支援学校においては、介助等母体に大きな負担がかかる業務が

多いこと、多動傾向の児童生徒の支援や突発的な動きへの対応が求められることなどを挙げています。

県教育委員会としては、これまで各特別支援学校において、他の職員による支援体制の確保など妊娠者の負担軽減に努めてまいりました。

また、体育を担当する教員が妊娠した場合には、体育の実技指導が母体に与える影響が大きいことから非常勤講師を配置し、勤務負担の軽減を行い、健康確保を図っている。

今後とも、妊娠者の勤務負担の軽減に向けた各特別支援学校の取り組みを促進するとともに、特別支援学校において、非常勤講師の配置基準を見直し、配置の拡大を図るなど、妊娠者の健康確保に努めることとしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 やはり妊娠している方にそのような措置をとるということは必要なことだと思う。特別支援学校というのは、教育する先生方にとっても特殊な技術なり、配慮なりが要求される特別職なのではないかと思う。それが、例えば、先生が妊娠しました、ではすぐ判明した月から、すぐどなたかを他の代替の教員にしましょうというのが可能な職種なのか。

教職員課長 委員御指摘のとおり特別支援学校における教育指導の在り方というものには、小中・高等学校とは違った特別のニーズというものがある。こういったことから代替職員の配置という要望を請願の中でいただいている。確かに御指摘のような人員の確保という点も配慮して検討していかなければいけない事項なのかなあとは考えている。

佐々木委員 お願いしたいことは、もちろんそういう配慮を十分にするということは必要なことだと思うが、妊娠は意図してする時と意図しない時がある。私は産婦人科が専門なのでそれは十分分かっているが、先生方にも特別な専門性が要求される職に就いているということを十分に配慮して、例えば、自分達の生活のバースプランなりもすぐに自分に誰でも取って代われる仕事ではないことを十分に考えて、自分のプランも立てられるように配慮してもらっているような何か、そこに勤める時にお伝えしていたらもっと代替も上手く行くのではないかと思う。急に妊娠したから他の人を誰でもというわけにはいかないと思う。その辺の上手い交替がお互いに、もちろん十分な配慮はどこでも当然のことだと思うので、当然の配慮はされると思うが、配慮してもらう人達もやはりその辺の配慮をしてお互いに譲り合ったらよいのではないかと思う。

教職員課長 先ほどの委員からの御指摘にもあったが、特別支援学校の教員の承認というものは、小中学校とは別種の特別支援学校の教員免許状というものもあり、その中で障害を持った子ども達の教育的ニーズに対応した教育指導の専門性というものも当然求められている。一方で、免許制度の中でも当分の間はそ

それぞれ担当する特別支援学校の学部に応じた小中学校，あるいは高等学校の免許状を有するものであれば特別支援学校における指導を行えるという免許制度上の規定もある。そういったことを踏まえながら今後請願でいただいた要望の趣旨に対して，現在も体育実技を担当している職員に対して妊娠した段階で非常勤講師を配置させていただく制度も実際運用しているが，その運用で，また，人員の配置の際にも特別支援学校で活躍いただける方を配置すべく検討してまいりたいと考える。

小野寺委員　いま課長説明にもあったが，体育代替もやり始めてだいぶ経っている。それに準じるような形でどうなのかなあと思う。教育長報告を伺うと，配置基準を見直すというふうな非常に前向きな発言に受け取った。だから予算を取ってやるのか，あるいは補正でやるのかと受け取った。回答は不要であるが，説明に対しては非常に前向きな感じで受け取った。佐々木委員が御専門だとは思いますが，体育代替に準ずることが必要だと思う。

教職員課長　冒頭に教育長が報告したとおり，現在の制度においては，体育代替，体育実技を担当している先生方が妊娠された時に非常勤講師を配置する制度を持っているが，非常勤講師の配置の基準を再検討し，小野寺委員御発言のとおり体育実技に準ずるような教員が活動しなければいけない身体を物理的に動かしていただかなければいけないことが特別支援学校の場合は多いので，体育実技に準ずるものについては，代替というか，負担軽減の非常勤講師の配置を来年度から実施できるように考えているところである。

委員長　請願についての報告が続いたわけであるが，県議会でも請願の採択の問題で議員から質問を受けている。教育委員会における請願について気が付かされたわけである。帰ってきてから規則等を見たり，そもそもの請願法で定めている枠組みを見たりしたが，請願・採択というのは，まず議会があって，採択・不採択するというやり取りについては議会の中で決まっている。恐らく請願法で言っているのは，知事部局に対しても請願してもよいが，そこに行った場合には採択も不採択もなく，それを施策にどう反映するのかという仕組みだと思うが，教育委員会はどうしても仕事を執行する部門であると同時に議論をして議会のような立場も持つ，そうすると議会では採択をして知事の方に回せばよいが，ここは回すと自分に回ってきて，お金はどうするのか等となってしまう。なかなか進め方が難しい。採択する権利は教育委員会にあるぞという議員の話であるが，なかなか難しいと感じている。これまで規則の中で採択に関することは教育長に委任していないと言葉で書いている。それはどういう意味・内容なのかを整理しないといけないと思う。少し事務局の方で他の自治体，県等の内容を参考にして教育委員会に請願が出た場合の取扱いをどうするのか，採択というのは基本的にはいまやっていることはまずいぞ，だから別な方向に行かないといけないよと真剣に考える

人達が出すもので、出された方の立場としては、いろいろな形で法的にどうかとか、これまでやってきた行政の枠組みの中でどうかとか、いま決めている規則の中でどうかとか、いろんなところで考えて、それに戻れるか、これは無理であるという話を、しかも請願そのものの中で、先ほどのように中止しなさいというものもあるが、その他にもいろんな言葉が中に入っている。これはなるほどなああと心を打たれる部分もあるし、そこまではできそうにないなあという部分が渾然一体となっているというか、それを我々がどう受け止めて考えたらよいかを整理しないといけない。少し事務局の方で検討いただき、何か仕事のやり方が悪くて、悪代官が悪いことをやっているのも、もっと上の殿様に陳情してしまえみたいな、陳情というのを認めたのも、そういうことができるよということを確認しているわけである。だが、我々が採択という言葉で言えるのかということなかなか難しいと感じた。その辺を少し整理をしていただき、ここでも議論をさせていただきたい。

教 育 長 請願の処理，対応方法については事務局の方で検討させていただきたい。
委 員 長 よろしく願います。

(5) 宮城県社会教育委員の会議意見書について

(説明：教育長)

宮城県社会教育委員の会議意見書について御説明申し上げます。

宮城県社会教育委員の会議は，社会教育法に基づき設置され，本県社会教育に関し，教育委員の諮問に応じ，社会教育行政施策に関して提言等を行うものである。

昨年度（平成18年）の9月に「自然の家の今後の在り方」について答申をいただき，本委員会に御報告したところであるが，このたびは，自然の家の効果的活用に向けた改善策の中から，「ボランティア活動の促進と民間との連携強化」「自然の家の評価活動」の2点にしばり，答申書に盛り込めなかった具体的な御提言をいただいたところである。

資料は別添の水色の冊子となる。

それでは，2ページをお開き願いたい。2ページから4ページまで，「ボランティア活動の促進と民間との連携強化」について述べられている。

具体的には，ボランティア活動には，自然の家の活動を支援する側面とボランティア自身の生涯学習の側面の両面があることから，それらをふまえた事業の必要性や，ボランティアが企画する事業や施設運営への参画の推進等が提言されている。

また，環境教育等に関わるNPOや民間企業と，相互のメリットにつながるような連携を強めていく必要性に触れている。

次に，4ページを御覧願いたい。4ページから7ページまで，「自然の家に関わる評価活動」について述べられている。ここでは，自然の家の目標設定について，自然の家全体で達成すべきものと各自然の家の特性に応じて達成すべきものとに分けた具体的な目標の設定の必要性等が指摘されている。また，施設利用の経験のない県民への調査等，多様な

評価方法の導入と評価結果の公表の必要性についても触れられている。

なお、8ページからの資料1は、自然の家の現状から、成果と問題点をどのように把握し、課題を明確化していったのかを示しており、資料2はその基礎資料となる調査結果である。また、資料3は、昨年度の答申書である。御参照願いたい。

教育委員会としては、昨年度の答申を受けてから、自然の家の機能拡充計画を作成し、実行可能なものから逐次実施してまいったが、今回の意見書の提言を踏まえて、自然の家の機能の充実に努めてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げる。

(質 疑)

小野寺委員 本日、泉が岳の記事が新聞に載っており、ボランティア団体が運営して、キャンプ場は貸与するというものであったが、そういうこととも関連しているのか。

生涯学習課長 一昨年の平成18年の9月に答申をいただき、それを受けて自然の家の廃止の問題や廃止後の利用の仕方等について協議し、あるいは取り組んできたところである。その中で、途中の段階ではあるが、現在の県としての取組状況に関する報道である。

佐々木委員 これをを拝見して、きちんと皆さんがいろいろな意見を出し合って真剣に取り組んでいることを初めて知って、むしろ感激している。できるだけもっと良い形で活動ができるように支援していけるようなことを期待したい。大変感心した。

委員長 このような施設は、ある時期のある施策によってつくられている。その予算が国から出なくなると突然動かなくなる。実際は、それを使っている人達はその活動の重要性を意識して一生懸命やっている。いま公共施設で官業の民営化が進んでいるが、折角できた気運というものを、こちらでやる施策としてはお金が無いということで断ち切るのではなく、地元の人達が支えていくという動きはぜひ続けられると良いと思う。

9 専決処分報告

第317回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について

（説明：教育長）

「第317回宮城県議会議案（追加提出分）に係る専決処分について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成20年2月25日付けで、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により平成20年2月25日付けで専決処分し、平成20年2月26日付けで異議のない旨の意見を申し出たことを報告するものである。

予算議案についてであるが、3ページの第317回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。

教育委員会関係の2月補正予算案の主な内容は、教育職員免許法の改正により平成21年4月1日から教員免許更新制度が導入されることを踏まえ、新たに生じる免許管理事務を円滑に行えるよう、全国規模の教員免許管理システムを開発するための経費や県立学校における燃料費高騰に対応するための経費などを計上している。

このほか、県立学校校舎改築事業費など、各事業の執行額及び国庫補助金等の確定などに伴う所要の措置を講ずることにより16億18万2千円を減額計上している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 良かったと思っていることがある。養護学校の管理経費の燃料代の増額である。養護学校のある方から8時30分からでないと言房を入れられないということはどうなのかと聞かれたことがあった。それで委員会で確認しようと思ったが、資料を見て良かったと思っている。今年は特に油が高いので、そのような気になったのかと思うが、どうか来年度は考えていただきたい。

委 員 長 (委員全員に諮って)了承。

10 議 事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 平成20年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第3号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

第4号議案 職員の人事について

第5号議案 宮城県教育委員会教育長の任命について

委 員 長 委員全員に諮った上で、第1号議案から第5号議案までについては、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

第6号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明:教育長)

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は13ページから23ページまでとなる。

まず、17ページ以降の新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正の内容であるが、1点目は、昨年10月に策定した「教育事務所の再編について」に伴い、県北部にある大崎、栗原、登米、石巻の4つの教育事務所の組織の設置形態及び所管区域が変更されることから、第20条、第22条、第23条、第24条の2及び第25条を整理するものである。

具体的には、設置形態としては、「大崎教育事務所」を「北部教育事務所」と名称を変更し、所管区域を現在の大崎圏域に栗原圏域を加えるものである。同様に、「石巻教育事

務所」を「東部教育事務所」と名称を変更し、所管区域を現在の石巻圏域に登米圏域を加えるものである。

また、栗原及び登米の教育事務所については、北部教育事務所及び東部教育事務所の事務の一部を分掌する地域事務所として設置し、それぞれ、栗原市を所管する「北部教育事務所栗原地域事務所」、登米市を所管する「東部教育事務所登米地域事務所」に組織を見直すものである。

2点目は、県立高校の再編に伴い、名称変更、廃止及び新設される3つの高校について、第26条の表を加除修正するものである。

具体的には、「第一女子高等学校」を「宮城第一高等学校」に名称変更、「矢本高等学校」を廃止するため削除、新設する「田尻さくら高等学校」を加えるものである。

最後に、3点目であるが、この3月で廃止する「泉が岳自然の家」について、第33条の表から削除するものである。

なお、この規則の施行期日は、平成20年4月1日となる。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑)

委員長 組織が上手く進む仕組みを工夫し、それぞれの教育事務所が上手く動けるようフォロー願いたい。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第7号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、24ページから29ページまでとなる。

今回の改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が今年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会が教育長に委任する事務から除く項目を追加するほか、教育長が専決することができる事務を追加し、事務の効率化及び迅速化を図ろうとするものである。

本議案の内容であるが、お手元の資料の26ページ及び27ページの新旧対照表を御覧願いたい。

まず、第1条第1項各号の規定については、教育委員会が教育長に委任する事務から除く項目を定めたものであるが、改正後の地教法により、事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施が新たに教育委員会に義務付けられ、かつ、当該事務については教育長に委任できないこととされたことから、当該事務を同項の第9号として加えるものである。

なお、この法改正により、当教育委員会においては、学識経験者等からの意見を聴取しながら点検及び評価を実施し、その結果を公表及び議会へ報告することになるが、これら

の具体的な進め方については、別途、のちの教育委員会においてお諮りしたいと考えている。

次に、27ページを御覧願いたい。公の施設に係る指定管理者の指定及び指定の取消については、第1条第1項第23号の規定により教育長に委任する事務から除くこととしているが、このうち指定管理者の指定については、地方自治法の規定によりあらかじめ議会の議決を経ることとされており、かつ、当該議案については、地教行法の規定により教育委員会の意見を聴くこととされていることから、実際には教育委員会の議決に付す前に、既に教育委員会の会議において「宮城県議会議案に対する意見について」の中の1つの議案として審議を受けているものである。実質的に同一議案について2度審議いただいている状態にあり、このため、教育長に専決させることができる事務を定めた第2条第1項各号の規定に、当該指定に係る事務を第6号として加え、業務の効率化と迅速化を図るものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 教えていただきたいところがある。改正地教行法の施行に伴い、教育長に委任する事務から除くものの追加として「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価を行うこと」が第1条第1項に加えられた意図は何か。

教育長 教育委員会も評価が大切であるということで、事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価を行うことが教育委員会の本来の業務として加えられた。従来、どちらかという議会等で、行政事務については、あるいは監査でチェックされているわけであるが、教育委員会についても情報提供とともに評価について非常に大事であろうということで法律改正がなされ、こういったものが追加されたわけである。

小野寺委員 規則の改正の趣旨は、地教行法の改正に伴うものであるが、事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価については、政策評価の中でまったくやっていなかったのか。改正の趣旨は、教育委員会の在り方について問題提起がされていると受け止めている。本県においても改善事項等について、その辺を意見交換しながら議論を重ねて行く必要があると感じている。

教育長 どういった項目を評価するのかについては、文科省からもガイドラインを示されていないので、これからの問題だろうと思う。どういった項目を評価するかについては、教育委員会内部でも早期に検討してまいり、委員の皆様にも御相談しながら決めてまいりたいと思う。

委員長 レイマンコントロールという話がいつでも出てきて、教育行政に直接携わっていない一般の人が行政について見るということを教育委員会はやっているわけであるが、評価等については、テクニカルな問題が出てきた場合に、しっかりした判断できる資料が無いとなかなか言いにくい。実際の教育行政

以外の様々な分野から来た人にあるレベルの評価をさせようとする時のシステムの検討をぜひお願いしたい。

委員長（委員全員に諮って）可決。

第8号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

（説明：教育長）

「学校教育法施行細則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、30ページから40ページまでとなる。

まず、資料の30ページをお開き願いたい。

学校教育法、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則の規定に基づく認可申請、届出、報告等の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、市町村立の学校に係るものにあっては都道府県教育委員会が定めることとされていることから、この細則を定めているところである。

今回の改正は、平成19年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が公布、同年12月に施行され、併せて政省令等も改正、施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

本議案の内容であるが、お手元の資料33ページから40ページの新旧対照表を御覧願いたい。

改正の第1点目であるが、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴い、条ずれ等が生じているので、所要の改正を行うものである。

次に、細則の第15条についてであるが、34ページを御覧願いたい。第15条は学校等の設置の認可申請等の際に申請書等に添付する書類及び図面に関する規定である。このうち第1項については、条ずれの改正を行うとともに、字句の整理を行い、表記をより適正なものに改めるものである。

同条第4号については、個別に記載すべき項目が列記されているが、これらの項目については市町村の境界や市街の所在など図面によって確認が可能であるもの、風向位など審査に特に必要のないものもあることから規定を見直し、改正案の第4号及び第5号のとおり申請書等に添付すべき書類として学校等の位置を示す図面に改めるものであり、これにより申請者等の事務の負担軽減も図るものである。

なお、第5号については、児童生徒等の健康で安全な環境の確保といった観点から、危険施設等については、ただし書きのとおり引き続き記載を求めることとしている。

次に、36ページを御覧願いたい。同じく第13号においても個別に記載すべき項目が列記されているが、このうち学校外の消防署の位置などは先の第4号及び第5号の位置図によって確認が可能であることから、当該部分を削除し、併せて字句の整理を行い、表記をより適正なものに改めるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（質疑）

委員長 通学圏という言葉が無くなるのか。

総務課長 通学圏については用語の説明であり，第15条の改正に伴い削除されるものである。

委員長 説明不要という意味か。

総務課長 そのとおりである。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第9号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則について」御説明申し上げます。

資料は，41ページから45ページまでとなる。

資料の42ページをお開き願いたい。

「地方公務員法」が改正され，職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として，職員の自発的な大学等課程の履修又は国際貢献活動を可能とするための休業制度である自己啓発等休業制度が設けられた。

宮城県においても，11月県議会において「職員の自己啓発等休業に関する条例」が可決され，平成20年4月から施行されることとなったことに合わせて，自己啓発等休業の承認を申請する際の手続や様式を定める「宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則」を制定し，この法改正等に対応するものである。

なお，この規則は，平成20年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑)

櫻井委員 今年の4月から新たに始まるものか。それともこれまで何等かの形であって変わってこのようなものになったということか。

教職員課長 新たなものである。平成20年4月1日から発足する制度である。

櫻井委員 そうするといままでこのようなボランティアだとかをしていた先生方がいたと思うが，実際はどのようにしていたのか。

教職員課長 この制度については，全職種，あるいは知事部局も含めてスタートするわけである。別途，教員については，大学院就学休業制度というのが平成13年から制度化されており，教員の方々についてはこれまでもこういった大学院での就業というのも可能であったが，今回の制度により対象の職種も拡大していくということとなる。

櫻井委員 このようなものに行きたいという場合，1ヶ月前から申請とあるが，教員も含めてすべて1ヶ月前で大丈夫か。例えば，担任を決めるとかの時などに1ヶ月前に行きたいと言われて混乱しないものなのか。教員の制度がどうなっているのかも含めて教えて欲しい。

教職員課長 従来から定める手続としてはこのような形となっており、職場内での仕事の分担であるとか、職場内の人事の在り方というものがあるので、運用上はできるだけ早目の申し出をしていただくことが望ましいと考えている。

山田委員 休暇の期間の給料の扱いは、有給との兼ね合い等いろいろあると思うがどうなるのか。

教職員課長 その点についての給与の扱いは無給という扱いとなる。

山田委員 有給との併用はできないということか。

教職員課長 制度の対象としているのは、長期間にわたる大学への就業や海外ボランティアとなると思うので、有給休暇では日数が対応できない日数になると思われる。

佐々木委員 いわゆる育児休暇と似たような扱いとなるのか。つまり、健康保険とか、身分とかはどのようになるのか。

教職員課長 制度の導入の主旨・目的という点では、まったく別の主旨で導入されている制度であるが、職を保有しながら、ただし、その期間中は無給で職務にあたるなくてもよいという効果を生じるという点においては、育休制度と重なると思う。

佐々木委員 つまり同じ身分で職場復帰できるということですね。

教職員課長 そのとおりである。無給ではあるが、その期間は休職期間に入る前の身分を保有して、期間終了後、職場に復帰できるというものである。こういった意欲を持った方々が大学での就業などを通じて資質向上、レベルアップを図っていただけるということを期待した制度である。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第10号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則について

(説明：教育長)

「指導力不足等教員の取扱いに関する規則について」御説明申し上げます。

資料は、46ページから58ページまでとなる。

資料の47ページをお開き願いたい。

昨年6月に「教育公務員特例法」が改正され、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定した教員に対して、指導改善研修を実施しなければならないことや、指導改善研修の終了時において、研修を受けた教員の児童又は生徒に対する指導の改善の程度に関する認定を行うことが規定された。

これらの認定に当たって、専門的知識を有する者等の意見を聴くことや、事実の確認方法その他認定の手続き等に関して、教育委員会規則で定めるものとするのが改正法に規定されたので、従来訓令で定めていたこれらの手続き等に関して、新たに教育委員会規則で定めるものである。

なお、この規則は、平成20年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 指導力不足等審査委員会というのは、非常に重大な役割となると思うが、
どういふ方々が委員となっているのか。

教職員課長 こちらの審査委員会については、別途、設置条例で規定しており、また、
2月県議会において設定内容を踏まえて構成内容の議案提案をさせていただ
いているところである。教育公務員特例法においては、指導力不足教員の認
定の過程の中で意見をお聞きするというところで、児童等に関する指導等に関
する専門的な知識を有する方、あるいは、県内の保護者の方にその認定にあ
たって意見を聞かなければいけないという法律上の定めがある。これらの方
々について、審査会において委員としてお入りいただき、御審議をいただき
たいと考えている。今回法律の新たな定めがあったので、このような条例の
条文改正についても諮っているところであるが、従来から本県においては、
学識経験者、あるいは、保護者の方、法律家、医学関係者の方等、法律の趣
旨に沿った形で従来から委員に任命させていただいているので、規程の改正
を、今回、法律に合わせてさせていただいているので、実際の運用について
は大きな変更はないと考える。

佐々木委員 第5条に認定要件があるが、主観的な部分とか、いろいろと出てくると思
うので、指導力不足の教員という肩書きが付いてしまうのは、苦しいもの
があるという気がする。その不名誉な称号は一定期間の教育を受けた後は消
えるのか。

教職員課長 今回の規則制定の趣旨としては、教育長報告のとおり、各県においても、
また、本県においても取組を進めていた指導力不足教員に対する研修の受講
等について、昨年の教育公務員特例法の改正により、新たに法律の中で法律
の規定として各県にその実施が求められたわけである。また、その手続につ
いて教育委員会規則で定めるようにという法律の規定があるので、今回提案
したものであるが、法律の趣旨として、児童、または生徒に対して適切な指
導を行うことができない教員に対しては、きちんとした手続を経て認定を行
い、その教員に対して指導力を確保していただく研修を実施するようにとい
うことで、任命権者である各都道府県教育委員会に法律の求めがなされたわ
けである。残念ながら指導力不足教員ということで対象とせざるを得ない教
員については、学校現場においてきちんとした指導が、子ども達に対してで
きない状況があり、それが原因として子ども達の学習環境を損なってしまっ
ているという著しい問題がある場合であって、緊急にそういった方々につい
ては、子ども達に対する学校の教育の責任ということを果たしていただくた
めに一旦学校現場を離れて研修を特別に受けていただいて指導力の回復をし
ていただくということが、やはり学校教育の水準確保のために非常に重要な

ものであるということで本県においても取組を進めてきたものである。今回、これが国においても非常に重要な課題であるという趣旨で法律に条項を特段設け、手続についても委員会規則で定めていただきたいということとなったものである。事務局としては、これまで宮城県教育でも進めてきたことについて、法律の趣旨を踏まえながら来年度以降もしっかりと取組を進めて行って、学校の指導力の確保、あるいは教育環境の整備ということを頑張りたいと考えている。

小野寺委員 要するに中身的には変わっているのか。何か増えたのか、変わっていないのであろう。むしろ宮城県は指導力不足教員の対応については進んでいると聞いたことがある。運用等については、どこかでまたやらないといけないかもしれないが、要するに何ら変わっていないということであらう。

教職員課長 基本的には、これまで訓令で定めている内容を法律の求めにおいて若干の修正はあるが、改めたものであるので、内容的には変更は無いものである。

佐々木委員 そうするといままでもトレーニングを受けて現場復帰をされて活躍されている先生方が、沢山いるということなのか。

教職員課長 そのとおりである。

委員長 何%ぐらいか。

教育長 平成19年度で確か37名で、21名が復帰している。41%である。

佐々木委員 54ページの申請書には、どのような方が申請するのか、その所属長なのか。

教職員課長 申請者は、県立学校であれば学校長、市町村立学校であれば市町村の教育委員会から申請をいただく形となる。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第11号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立学校の管理に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、59ページから63ページまでとなる。

今回の改正は、学校教育法等が改正されたため、県立学校の管理に関する規則の所要の改正を行うものである。

また、学校長の特別休暇の専決権について範囲の拡大をするため所要の改正を行うものである。

内容については、62ページの概要版で御説明申し上げます。

第3条の2については、学校教育法施行規則の改正に伴い、学校評価を実施したときは、学校の設置者に報告することが規定されたので、県教育委員会への報告について追加するものである。

次に、第8条の2及び第8条の3は、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴い

それぞれ条番号が変更されたため改正するものである。

次に、第 28 条については、引き続き 5 日以上の校長の特別休暇の専決権についてである。校長が家族の看護やいわゆる忌引き、夏季休暇等の特別休暇をとる場合には、教育委員会の承認を必要としていることから教育次長専決事項として承認をしているところであるが、事務の効率化を図るなどのため、校長が国内外の運動競技大会に役員等として参加する場合や、海外視察を行う場合などの一部を除き校長が承認することができるように所要の改正を行うものである。

なお、この改正規則は、公布の日から施行するものである。

ただし、第 3 条の 2 及び第 28 条第 6 項の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第 12 号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。資料は、64 ページから 66 ページとなる。

今回の改正は、学校教育法施行規則が改正されたため、県立高等学校の授業料の減免等に関する規則で参照している条番号の改正を行うものである。

内容については、66 ページの新旧対照表の通りである。

なお、この改正規則は、公布の日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑)

小野寺委員 この規則改正については特に無いが、景気がなかなか回復しない中で、授業料の納付が困難な家庭が増えているとか、あるいは、授業料が払えないために退学したという話も少し聞くが、その辺り簡単でよいので、もし分かれば教えていただきたい。

それからもう一つは、保護者の経済力によって就学が左右される、影響されるというのはあまり好ましくないと思う。特に言われるように経済格差を生むような仕組みをつくってはいけないと思っている。それで先ほど出た学区の問題についても経済的に恵まれない生徒に対しても門戸を広げていくのが、学区制だと思っている。いまいろんな減免に関する規則があるが、それが利用しやすいものなのかということ伺いたい。簡単に説明願いたい。

高校教育課長 授業料の減免者の割合であるが、平成 18 年度で在籍生徒に占める割合は 9.35%、全日制の生徒である。平成 19 年度の 3 月 6 日現在であるが、9.58% と少し増えている。定時制に関しては、平成 18 年度で

31.72%、平成19年度の3月6日現在では、33.89%である。
小野寺委員 5年前はどうか。
高校教育課長 平成15年度に関して申し上げますと、全日制で8.29%、定時制は27.36%となっている。毎年少しずつ増えているという状況である。
小野寺委員 授業料が払えなくて退学したという事例はあるのか。
高校教育課長 現時点で授業料が払えないために退学した生徒の数に関してはまだ集計をしていないが、若干名いるとの報告がきている。
小野寺委員 行政として、生徒が勉強に専念できるような環境をできるだけつくっていただきたい。それが大事だと思う。そういうところに宮城で力を入れた方がよいと思う。
委員長 (委員全員に諮って)可決。

第13号議案 小規模校の再編について

(説明：教育長)

2月の教育委員会において対応方針を決定いただいた「小規模校の再編」について御説明申し上げます。

資料は、67ページから69ページまでとなる。

なお、私からは概要について説明し、詳細については担当課長から説明させる。

まず、資料の69ページをお開き願いたい。去る2月の教育委員会定例会において御審議を賜り、南郷高校及び鶯沢工業高校への対応方針を決定いただいたところである。

この決定を受け、両校に係る対応案を美里町及び栗原市に対して説明し、両市町から対応方針について了承する旨の回答をいただいた。

事務局としては、今般の地元市町からの回答を踏まえ、前回の対応方針のとおり、南郷高校については、小規模校の再編基準を適用することとし、鶯沢工業高校については、再編を実施することに決定したいと考えている。

鶯沢工業高校の再編案については、資料の68ページに記載のとおりである。

概要については、以上のとおりである。詳細については、担当の高校教育課長から説明させる。

(説明：高校教育課長)

まず、資料の69ページをお開き願いたい。

資料には、前回の教育委員会での決定を受け、その後の経過について記載している。

まず、2月13日に、美里町に対して対応方針を説明した。続く2月15日には、栗原市に対して説明している。

また、2月20日に岩ヶ崎高校関係者に対して、翌21日には、鶯沢工業高校関係者に対して、対応方針の説明を行ってまいった。

その後、2月26日に美里町から、そして3月3日には栗原市から、それぞれ文書により、対応方針に同意する旨の回答をいただいた。特に、栗原市からは、附帯意見として、

「岩ヶ崎高校関係者に十分説明をした上で、再編を進めてほしい」との意見が表明されたところである。

これを受けて、岩ヶ崎高校関係者に対して、3月11日に2回目の説明を行った。その際にも、再編の後の学校運営などについて心配であるとの御意見をいただいております、今後も、丁寧に説明をしてみたいと考えている。

これまでの経過については以上である。

次に、具体的な再編案を68ページに記載している。

県立高校将来構想における考え方を踏まえ、地域における今後の生徒減少、専門学科の人材育成・確保の必要性、地域における学科バランスや地理的条件に加え、地元栗原市の意向等を総合的に勘案し、鶯沢工業高校については平成21年度に岩ヶ崎高校と再編するというものである。

具体的には、岩ヶ崎高校に工業に関する学科を1学級増設し、再編後の岩ヶ崎高校の学科構成を、1学年普通科3学級、工業系学科1学級の計4学級とする。

また、再編により必要となる施設設備については、現在の鶯沢工業高校を活用する。

なお、再編後に開設される工業系学科の内容等、残された課題もあることから、今後、学校関係者と調整してみたいと考えている。

一方、南郷高校については、2月22日付けで美里町から対応方針に同意する旨の回答があった。これを踏まえ、小規模校の再編基準に沿って対応することとした。

今後とも、入学生徒の確保に向け、学校を支援してみたいと考えている。

なお、現時点で合格者は76名となっており、再編基準の数値に該当しない見込みとなっている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 3月11日の岩ヶ崎高校関係者への説明で、将来の再編後の懸念がいくつか出たということだが、どんな点を心配されていたのか、主なものを伺いたい。

高校教育課長 3月11日には、同窓会の関係者、PTAの関係者の方々に説明を行った。同窓会の皆様からは、100%納得とはいかないが、生徒が減る中で理解はできるという意見を頂戴した。PTAの関係者の皆様からは、やはり再編後の学校の運営の仕方、具体的には部活動がどうなるのか、学校行事をどうするのか、教室は一緒になるのかどうか等の具体的な再編の中身について、まだ決定がされていないということで説明できない部分もあり、再編になった場合の自分達の子どもさんがいろんな面で不都合が生じないかということでの御心配、御意見をいただいた。その辺については、しっかり今後説明したいと考えている。

小野寺委員 新聞でいろいろ報道がされるので、だいぶ心配したところはある。前回もう少し地元の意向を聞いて、その上で決定するということが今日の場となっ

ている。県の提案も地元の方が受け入れてくれたということだと思う。そういうことで接点ができ、認識がなされたと受け止めている。良かったなあと思っている。

それで、前にも申し上げたが、生徒数減少への対応だと思う。それから、高校の地元での役割である。地域の目を持ってやはり生徒を育てなければいけないということがある。三つ目は、今回、企業誘致が進んでいるという環境の変化があると思う。そういうことを総合的に判断していけば、折衷的かと思うが、こう言っては申し訳ないが、一つの選択ではなかったかと思っている。統合すればまたいろんな問題が出ると思う。それぞれの岩ヶ崎、あるいは鷺沢の不満が出るかもしれないが、それは関係者の方々に努力していただいて、そして県が必要な支援をしていくということだと思う。また、来年度から新しい高校の構想策定が始まるわけであるが、今回のことをどうして教訓とすることが結構あると思う。それをどうか活かしていただきたい。例えば、今回は報道が優先した、あるいは唐突な提案だということを見出しでみるが、であればどういう手順があったのかと考えたりもする。そういうことも含めて今回出たことを検討・吟味して4月からの委員会に活かしていただきたい。やはり宮城県の高校生の意欲が湧くような構想を策定していただきたい。

委員長（委員全員に諮って）可決。

1 1 課長報告等

（1）県立高等学校通学区域の全県一学区に係る周知・広報に関するアンケート調査及び平成20年度の実施について

（説明：教育企画室長）

はじめに、教育企画室から「全県一学区に係る周知・広報に関するアンケート調査結果について」御報告申し上げます。

資料を御覧願いたい。

平成22年度から実施する県立高等学校通学区域の全県一学区への移行について十分な周知を図るため、実施初年度に高校生となる現在の中学校1年生とその保護者向けにリーフレットを作成し、平成19年6月に県内全ての国公立中学校220校に配布し、周知・広報について依頼していたところである。

各中学校におけるこれまでの周知等の取組状況を把握し、今後の取組の参考とするために、これらの国公立中学校を対象に全県一学区に係る周知・広報に関するアンケート調査を、平成19年11月30日から12月20日にかけて実施した。アンケートには、全ての対象中学校が回答し、回収率は100%であった。

2ページの問1を御覧願いたい。リーフレットの配布状況については、217校が「既に配布した」と回答した。

配布時期については，192校が昨年6月又は7月に配布している。残りの25校は，「9月から12月に配布した」とのことである。また，「まだ配布していない」と答えた3校においては，アンケート実施中であった12月に予定していた「保護者会等で配布する」と回答している。

リーフレットを配布した機会については，約67%が「学活等で直接生徒に配布」しており，約30%が「保護者会，二者面談，三者面談等において配布」している。

3ページの問2を御覧願いたい。84%の学校において，「リーフレット配布以外にも，保護者会，学年だより，三者面談等の機会を捉えて生徒及び保護者に全県一学区について伝えた」と答えている。

次に，問3を御覧願いたい。保護者からの質問については，15%の学校において「質問があった」と答えている。

質問及び要望の主な内容は，記載のとおりとなっている。

今後，こうした質問に対して，各中学校で円滑に対応していただくためにも，中学校向けのQ & Aを作成し，配布したいと考えている。

4ページの問4を御覧願いたい。「リーフレットの内容について，改善すべき点があるか」という質問に対しては，85%の学校が「ない」と答えている。

なお，「改善すべき点がある」の主な内容については，御覧願いたい。

次に，問5であるが，全体の64%の中学校が，「全県一学区に向けての進路指導を行った，又は今後行う予定がある」と回答した。既に行った進路指導の内容としては，「制度が変わるということを念頭において，進路や学習について親子で話題にしてほしいこと」「希望の実現に向けて1年次から計画的に学習の準備を行うよう，保護者会及び学活で話した」などがあった。

このほかに，問6であるが，全県一学区の周知・広報についての学校から県教委に対する意見として，「できるだけ詳しい情報提供をお願いしたい」「県内公立高校の基本データを集めた冊子を配布してほしい」などが寄せられた。

中学校に対しては，今年度中に，来年度の県教委で実施する周知・広報や高校情報の提供に関する計画をお知らせするとともに，来年度の新たな中学1年生，2年生への周知・広報について依頼したいと考えている。

次に，教育委員会ウェブサイト内の全県一学区関連情報へのインターネットアクセス状況について概要を説明する。5ページを御覧願いたい。

平成19年6月に教育企画室及び高校教育課のホームページに，全県一学区関連の情報コーナーを設置した。これ以降平成20年2月25日までのアクセス状況を集計したところ，インターネットによる教育委員会ウェブサイト内の全県一学区関連情報へのアクセスは，10,525件であった。内訳を見ると，最もアクセスが多かったのは，中学1年生とその保護者向けリーフレットの電子ファイルである。2番目にアクセスが多かったのは，一日体験入学日程一覧へのリンク等を掲載した全県一学区に向けた高校情報のページであった。3番目は，平成19年3月28日に教育委員会で決定した「県立高等学校通学区域

の見直し方針」とその対応策の電子ファイルであった。これらには、いずれも1,000件を超えるアクセスがあった。インターネットによる広報については、今後とも内容を充実させて継続していくとともに、リーフレットなどによる広報を行う際にも、このことが伝わるようにしていきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げる。

(説明：高校教育課長)

続いて、高校教育課より、先のアンケート結果を受け、全県一学区に係る平成20年度の取組について御報告申し上げます。資料5ページを御覧願いたい。大きく3点ある。

まず1点目は、制度についてのきめ細かな「周知・広報」についてである。平成19年度と同様に、県内全ての中学1年生及びその保護者向けのリーフレットを5月には作成し、中学校を通じて配布し、同時に中学校及び市町村教育委員会等に向けたポスターも作成する。また、県教育委員会ホームページ上での情報発信に加え、「県政だより」や県教育委員会広報「プラネット」、「県政ラジオ」により、全県一学区に向けた様々な対応策の内容を広く県民に周知するよう計画している。

2点目は、「高校情報の積極的な発信」である。平成20年度新たに行うものとして、高校ガイドブックは、平成22年度の全県一学区実施の当該学年となる県内の全中学校2年生の各学級に配布する。合同相談会は、高校の教育内容等について高校教員が個別に中学生・保護者との相談に応ずる機会を設けるために、仙台会場を始めとして県内5地区で実施するものである。また、高校教育課からの「メールマガジン」も引き続き充実を図ってまいる。さらに、県立高校の「ホームページによる情報発信」を充実させ、さらに、県立高校で実施している「オープンキャンパス(体験入学)」については、その計画一覧表を事前に高校教育課のホームページに掲載する。また、教員対象の入試事務説明会で各高校が説明するとともに、中学校からの求めに応じて各高校が中学校に出向いて行う「出前説明会への協力」など、高校情報の積極的な発信を通じて、中学生の進路選択を支援していくよう考えている。

3点目は、「魅力ある高校づくりの一層の推進」である。

学校独自の企画による特色ある学校づくりをねらいとして今年度から実施している「個性かがやく高校づくり推進事業」は、今年度指定校8校に新たに5校を追加し、平成20年度は13校に拡大し継続していく。また、県内各地域の進路指導の拠点校11校を支援する「進学指導地域拠点形成事業」を継続し、大学進学達成率の向上をめざす。さらに、職業観、勤労観を育み、就職の内定率向上を目指す「職業観を育む支援事業」に係る就職推進校3校、さらには、就職支援校12校についても平成20年度継続していく。

以上、全県一学区による学校選択幅の拡大に伴い、各校の特色ある学校づくり及び県教育委員会の取組が、様々な機会これまで以上に中学生及びその保護者の熱い注目を集めている状況を十分に踏まえ、全県一学区が円滑に導入されるよう、制度についての周知・広報、高校情報の積極的な発信及び魅力ある学校づくりの一層の推進の3点について、一

体化して実施する。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 周知をする場合に、できれば入学式で校長先生の口から話していただきたいということを言った覚えがある。リーフレット配布以外の手段でどのような手段で周知したかという質問の答えを見ると、入学式というのは、その他の最後の方に少し出てきており、たぶん少ないのだろうと思う。あと新入生の保護者説明会と入学式、あと卒業式の3点だけが確実に保護者が、忙しい保護者でも出席できるチャンスなのではないかと言ったと思う。そう言ったにもかかわらず、このように校長先生の口から説明が無かったというのは、もしかして校長先生自身がまだ不安を抱いているとか、あと現場の先生方の声なのか、今後、「全県一学区」について御意見・御要望がありましたらということに、教員に対する事前研修についてとあるが、現場の校長先生や教職員の先生方の反応というか、まだ、さあ周知して頑張ろうというふうになっていないのか、それともこれからやろうというふうに、また4月に入学式もあるし、その熱意というものはどのような感じてあるのか、教えていただきたい。

教育企画室長 昨年の入学式、あるいは新入生保護者説明会というものについては、方針が決定されたのが、3月28日ということもあり、すぐに私どもとしては、その方針について中学校の方にお知らせをして周知をお願いしたいということで通知をしたところであるが、なかなか入学式でお話をするという状況にはなかったのかと思う。こちらとしてもリーフレットを昨年配布したのが6月ということで、1学期中にはしっかり伝えて欲しいということ、あるいは1学期中に保護者が集まる時に、学年だより等で伝えて欲しいと改めてお願いしたところである。100%ではないが、いろんなところで取り組んでいただいていると考えている。

来年度に向けてということで、説明でも申し上げたが、今年度中に、また新しい中学校1年生、あるいは2年生に対して周知・広報をよろしくお願ひしたいというお知らせ、また、来年度はこんな取組を県教委の方でやりますというものも併せてお知らせしたいと思っている。また、来年度の校長会とか、集まる機会に御説明をさせていただきたいと思っているところである。

櫻井委員 前にもお話ししたが、中学生というのは、リーフレットを貰っても家に到達しない例が非常に多く、保護者会というのはいま平日に行われることが多いので、仕事を持っている親は行けない、ということを見るとやはり校長先生なりの口からというのが、非常に確実に伝わるということ、いま3月であり、入学式は来月であるので、お願いしたい。

もう一つ、現場の先生方や校長先生の一学区制に対する疑問のような声はここには記載されていないが、出てこないのか。このようなことを教えても

らいたいというような場の雰囲気を知りたい。

高校教育課長 昨年、すべての中学校の校長先生ではないが、それぞれの地区で中学校の校長先生、あるいは地教委の教育長さん、それから教育事務所長さんに、すべてではないがお会いして、全県一学区になるということ、それから来年度に県内5地区で説明会、相談会を持ちたいということで相談にまいった。その際、お会いした先生方のお気持ちとしては、やはり全県一学区になってどういったところにまず気を付けなければいけないのか、何よりも地域の生徒を地域で育てるにはどうしたらよいのかということでもかなり大きな心配をされていた。高校教育課としては、そういった各地域で地域の中学生が地域の高校に入って、十分進学でも就職でも自分の希望する進路が達成できるんだという高校づくりをこれからもして行くし、そのための広報を20年度に重点的に行うと申し上げた。そういったところで、関心は極めて高くなっているというふう実感を持っている。

佐々木委員 説明会というか、これからの活動についてであるが、最初の時にお話ししたかもしれないが、各学校からの進路指導ということも大事であるが、非常に大きく制度が変わる時期なので、全県くまなくというのは難しいかもしれないが、各地域に教育委員会が直接赴いて、一緒に、例えば、このような合同説明会の時でもよいが、やはり、現場の生の声や疑問に答えて、直接伺ってくるということが、校長先生から説明してもらうというのではなく、直接行って保護者の方に説明させていただくとか、そういう姿勢を持っておくというのは、大事なのではないかと思う。校長先生から説明してもらう、各地の教育委員会から説明してもらうというのでは、逆に私であれば不安に思う。こういう大事なことを進めていく時にどなたかに頼んでというか、クッションを置いて行うのではなく、直接、県の教育委員会からまいったということで少しだけでも説明させていただくとか、直接の声をぜひ聞かせてくださいというような姿勢を示しておく必要があると思う。

高校教育課長 6ページにある「全県一学区に向けた新たな対応」の中の合同相談会であるが、これはそれぞれの高校の教員が直接出向いて行き、それに教育委員会からも直接出向いて相談にのるという体制にしている。であるから学校の教員だけではなく、県の教育委員会からもそれぞれ何人かずつ合同相談会に出向いて、直接声をお聞きしながら、相談に対応するという事としている。

佐々木委員 やはりそこは十分強調して表現しておくべきことだと思う。その姿勢がやはり大事だと思う。

(2) 教育・福祉複合施設整備に係るPFI事業について

(説明：教職員課長)

「教育・福祉複合施設整備に係るPFI事業について」御説明申し上げます。

教育・福祉複合施設の整備については、昨年11月の教育委員会定例会において、事業手法としてPFI事業を活用し整備すると御報告申し上げたところであるが、この度、PFI事業実施に係るアドバイザー業務を民間の専門機関である「みずほ総合研究所」と委託契約を結び、今後の事業推進に係る助言などを得ることとした。

現段階で想定しているPFI事業の概要であるが、施設の設計・建設と完成後の維持管理業務を民間事業者任せ、その期間は18年間を想定している。

また、PFI法に基づいた事業実施手続きとして、「実施方針の策定・公表」、次に「特定事業の選定」を行った後、施設の整備と維持管理を行う民間事業者を募集・選定の上、全事業期間にわたる事業契約を締結することとなる。その各段階において、みずほ総合研究所から専門的な助言などの支援を受け、さらに、外部有識者からなる県民間資金等活用事業検討委員会での審議を得て、透明性・公平性及び競争性に配慮しながら、事業の推進を図り、併せて、公表などを適切に行うこととしている。

今後のスケジュール見込みであるが、4月以降の実施方針の策定・公表から始まり、平成20年度末までに民間事業者と契約の上、平成21年度から民間事業者による設計・建設を経て、平成24年度から施設の供用開始という予定にしている。

なお、各段階において、進捗状況やその内容を教育委員会に御報告したいと考えている。

最後になるが、先に行ったPFI導入可能性調査に対して、日本共産党宮城県議団から昨年12月3日に情報開示請求があり、この請求に対し部分開示決定を行ったところ、今年1月25日に異議申立てがなされたため、県情報公開条例第14条第1項の規定により、2月25日付けで県情報公開審査会あて諮問し受理されたところである。今後、県情報公開審査会での調査審議において、部分開示理由や考え方を説明する予定である。

部分開示とした理由についてであるが、PFI事業の実施においては、客観性や透明性の確保を図ることが重要であるが、その一方で、民間事業者の競争性を確保しつつ、民間の優れた提案を引き出し、可能な限りの経費節減を得ることも重要な視点である。そのため、県で想定しているコスト削減率、資金調達金利、事業の収益率、建物の配置案などを事前に明らかにすると、県が期待している水準以上の提案がなされない可能性があり、また、民間事業者間の競争によるコスト削減の効果も十分に働かないおそれなどがあるので、VFMの程度（金額及び率）の公開にとどめたところである。

なお、情報開示請求に関する一連の事務処理については、教育委員会の規則に基づき教育長の専決処分としたところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 質問ではないが、その他に書いてあることであるが、私のところにも膨大な資料を頂戴した。なかなか専門的なことなので、理解することが大変であったが、いま課長説明のとおり、VFM、いわゆる算出根拠の公表についていろいろあったようであり、県の立場として対応されたと思うが、送付された資料を見るとPFI制度をとる時には透明性の確保が大事ということが書

いてあった。そういうことも踏まえてこれからのスケジュールが出ていると思うが、どうか多様な意見を広く聞いて進めていただきたいと思う。

教職員課長 先ほども報告の中で申し上げたが、委員御指摘のとおりPFI事業を進めていく上で透明性だとか、あるいはきちんとした説明を申し上げるということは大事なことだと思っている。ただ、一方で、事業の効果を高めるという趣旨から、その時点、その時点で説明の情報の開示の内容については、また配慮しなければいけない事項というものも一方であるので、これまでも法律、あるいは国、県のガイドラインに沿った形で事務局の方でも事務を進めさせていただいているところではあるが、今後もさらにそういった趣旨を踏まえながら適切に処理してまいりたいと思う。

委員長 NPOの法律ができ、その後、何等かの形で役所がやっていた仕事を民間に開放して、受け止めて行かなければいけないという仕組みができた。最初にできたのがPFIで、次に指定管理者制度、最近では市場化テストということをやろうとしている。その動きの中にはあるが、宮城県は割合用心深くてやらないできた。民間の競争をどう育んだらよいかを見極めないといけなと思うので、いろんな情報を得ながらしっかりやっていって欲しい。仙台市は、松森で最初相当大問題となったが、その後着々といろんなことをやっている。財政状況が厳しい時に、あるサービスレベルを保っていくという意味では検討に値すると思う。皆さんに疑念を持たれないような仕組みでどうやって進めるのかということに気を配っていただきたいと思う。

(3) 平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について

(説明：高校教育課長)

平成20年度一般入試の実施結果について御報告申し上げます。

お手元の資料の概要をまとめたものにしたがい説明させていただく。詳細については、4ページ以降の総括表及び一覧表を後ほど御覧願いたい。

1ページをお開き願いたい。

実施校は、全日制課程78校、定時制課程13校である。

1の一般入試総括であるが、(1)全日制課程では、一般入試の募集定員11,261人に対し、

13,935人の出願があり、13,693人が受検し、10,652人が合格した。受検倍率は、この3年間同じで1.22倍であった。合格率は平成13年度以降一番高い77.8%であった。

(2)定時制課程では、一般入試の募集人数957人に対し、613人が受検し、昨年より0.1ポイント高い0.64倍の受検倍率となった。その結果、522人が合格し、合格率は昨年比で3.7ポイント上昇の85.2%であった。

次のページをお開き願いたい。

2の3%枠については、推薦と一般入試合わせて116人合格し、全体の枠の活用率は40.4%となり、昨年度よりも7.5ポイント上昇している。

3,4の出願倍率の高かった学区、学校・学科については記載の通りである。

5には、平成20年度に改編等を行う学校・学科の志願状況を記載している。

注目を集めておりました(1)の男女共学化を行う宮城第一高校であるが、普通科141人の合格者の内、男子9人、女子132人。理数科については、48人合格の内、男子13人、女子35人となった。推薦と合わせての男子の合格者は25人で、割合は8.9%であった。

(2)の新設となる定時制の田尻さくら高校は、部(午前の部)で72人合格となったが、部(夕間の部)は12人であった。

また、6に記載している、共学2年目の仙台第二高校は、女子が58人合格と増加している。推薦と合わせての女子の合格者は96人で、割合は30%であった。

資料の3ページをお開き願いたい。

7の、これも注目されていた、再編基準の1年目に該当した二校であるが、南郷高校は、一般入試合格者が64人となり、基準値を11人上回った。鶯沢工業は、合格者50人であった。

以上が、一般入試結果の概要であるが、定員に満たなかった学校は、8の(3)の日程で第二次募集を実施する。全日制課程は33校、47学科、642人募集、定時制課程13校、16学科、435人募集で実施する。詳細は、資料の15,16ページを御覧願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 再度、ポイントを絞って総括したものを出示していただくとよいと思う。

委員長 現在の状況を早く出していただいたと思うが、分析して工夫した資料を出示していただくと意見が出しやすいと思う。

高校教育課長 年度明けに学力検査の結果も含めて分析したものを改めて御報告したい。

12 次期教育委員会の日程について

平成20年4月16日(水)午後2時から

13 閉 会 午後7時55分

平成20年4月16日

署名委員

署名委員